

大 博物館だより

No. 18
1997.10

津山郷土博物館



津山藩主松平齊孝津山入国図（部分） 本館蔵

津山松平藩は元禄11年(1698)の入封当初は10万石であったが、2代藩主浅五郎の天逝によって享保11年(1726)5万石に削減された。文化14年(1817)7代藩主齊孝は11代將軍徳川家斉の子息銀之助(後の8代藩主齊民)を養子に迎えて10万石復帰を果たし、翌文政元年(1818)には10万石の格式で帰国できた。本図はその折の行列の模様を描いたものである。

藩主発駕の5日前・3日前・前日に出発した先発隊や、將軍家より拝領の鷹・馬まで克明に描かれ、その総勢は812名にも及ぶ。また、津山入城の前日に出迎えとして勝間田に派遣された御先手の鉄砲・弓・長柄の各隊を併に加えていることから、領内に入ってからの行列の姿であることが伺える。尚、参勤交代で使用されたと伝えられる藩主の駕籠(網代黒塗長棒)及び黒熊毛槍が本館に収蔵されているが、共に本図に描かれているものと同種と思われる。

本図は襖仕立てで全7枚、もとは愛山東照宮の拝殿(現・地藏院本堂)に掲げられていたが、「明治17年(1884)5月」の年紀があるのみで詳しい作成経緯は不明である。しかし、前年11月に博物館(現・東京国立博物館)史伝部が「各華族旧幕府之時行列荘儀之図面及次第書」等の調査を旧大名に依頼しており、これを受けて行列図の巻物作成に取り掛かった様子が当時の松平家記録に記されている。本館収蔵品には「拾万石御加増後初御入国御行列図」と題された卷子本があり、これが記録に出てくる巻物ではないかと考えられる。博物館史伝部の調査依頼を契機にまず卷子本が作成され、その直後に旧藩の追慕・顕彰を目的として本図が作成されて、松平家ゆかりの愛山東照宮に奉納されたものと推測できないであろうか。

研究ノート

文化・文政期の市郷境界論争

一東新町・林田村間の城下境界線をめぐって—
はじめに

津山城下町は森藩時代にその基礎が築かれ、寛文年間(1661～73)に一応の完成を見るに至る。その後も、慶安年間(1648～52)に城下を通るようになった出雲街道に沿って町並みが伸びるのだが、町奉行支配に属する「町方」の範囲は、東は東新町まで、西は安岡町までと固定されて以降幕末まで変わることはなく、郡代支配下の「在方(村方)」とは行政上は峻別されていた。

「町方」には含まれない周辺地域の町並みは、津山藩では「町端在分」と呼ばれるが、藩の商業統制策の上でも町方と町端在分の間には明確な差異があった。商品流通を藩が完全に掌握しておくために、町方は特権的に保護される一方で、町端在分は取引の品目や数量の制限を受けるのである。しかし、後者が成長して力をつけてくる江戸中期以降、藩のこの制限は実効力を失い、時として両者の激しい対立に立ち至ることもあった。

このような状況が続けば、両者の間に対抗意識が生じ、商売以外の面でもしばしば紛争が発生したであろうと考えられる。本稿では、本館寄託の矢吹家文書の内、町方・在方間に起こった境界論争に関する一括史料「林田村と東新町と市郷境論内済議定一件」及び「東新町林田村境絵図入」を分析し、その論争の背景にある様々な問題点を探ってみたい。

論争の発生とその経過

この2つの史料は共に袋入りで、内容は出訴・嘆願書類、町方大年寄・在方大庄屋・内済扱人の間で交わされた書状、論所絵図等から成る。まず、これらの史料からわかる論争の経過は以下の通りである。

- | 年月日 | 出来事 |
|---------------|-------------------------------------|
| 文化12・3月(1815) | 東新町・林田村双方から境界線の明確化について出訴。 |
| 6月 | 林田村よりこの件につき嘆願・追訴。
(内済断りと役所の見分願い) |
| 文政6・5月(1823) | 町人が論所で石垣普請を計画、在方より差留の出願。 |
| 同7・閏8月(1824) | 論所内の町人宅が大破、造作中に在方からの故障申し立てにより中止。 |
| 9/5 | 内済破談。 |

9～11月 大破の町人宅につき仮繕い願いが町方より相次ぐ。

同 8・正月 前年12月からの内済取扱いに不服として在方より破談を申し立てる。

10/20 町奉行・郡代両下役が論所へ出張。

／22 林田村の論所付近で出火、在方より内済取扱いの延期出願。

11/9 内済仮議定書締結、同月中に正式な内済成立。

同10・12/26 境界沿いの南北の溝を大目付支配とする旨の御請証文提出。

文化12年3月の出訴書類で双方の言い分を見ると、町方は「私共が町分と認識している関貫の内側に林田村の者が杭打ちをしており、捨て置けないので急ぎ見分を実施して欲しい」というものである。これに対して在方は「前年5月に東新町の者が家宅を建て替える際、双方が立会って境界を確認して境石を設置したのに、普請が終わってみると境石が見えなくなっており、境界がはっきりわかるようにして欲しい」との訴えであり、両者とも境界の明確化を願っているのだが、言い分は食い違い、相手方に非があるとする。

元来の境界線に対する双方の認識を比べると、町方では「以前は境界に南北の道があったのに、在方の者が居宅を建て広げてこの道を潰した」、在方では「関貫の柱線を南北に延長したものが境界である」という趣旨でほぼ一貫している。

また、「相手方が居宅普請に乗じて境界線を見失って土地を押領している」との申し立てが双方に見られるのだが、真偽はともかくこの時期、以前に比べて家屋敷がこの一帯に密集してきたために境界が曖昧になったことが論争発生の背景にあったと考えられる。

同年6月以降、文政6年までは年代の明確な史料が残っておらず詳細は不明であるが、解決時の史料には文化12年からの出入である旨が明記されているので、決着に至らず燻り続けていたようである。

文政6～7年の経過を見ると、在方は相手方の動向に対して神経を尖らせていた模様である。文政7年10月の史料では、「東新町は林田村から分かれたのであって、町分から境界についてとやかく言える筋合いではない」という在方の主張が確認でき、注目される。

解決（内済成立）

文政8年11月、ようやくこの論争も一応の解決を見た。仮議定書締結までの約20日間、町奉行下役・田中俊左衛門が見分として論所に出役した時の「覚留」が残っており、それに基づいてこの間の経過をまとめると以下の通りである。

月／日 出来事

10／20 東新町に出張、町・在の関係者立会いで見分実施、双方2名ずつの扱人に内熟取計いを指示。

／22 夜、林田村より出火、論所も一部類焼、同村より取扱いの延期願ひ提出、上司に問合せの上、聞届ける。

／23 郡代下役・荒井権左衛門宛に協力して解決すべき旨の手紙送る。

／24 町・在扱人対談するも破談、郡代下役とも相談して再談を指示。

／25～28 扱人対談（27・28は図面作成）。

／29 再談失敗、郡代下役と協議、双方に新規扱人を任命することで合意。

／晦 新規扱人（双方1名ずつ）決定。

11／朔 新規扱人による論所の見分。

／2～4 扱人対談。

／5 扱人合意。

／6～8 扱人から双方関係者を説得。

／9 双方納得、仮議定書を提出させ、引払う。

興味深いのは、10月24日に破談した際、田中が扱人に対する評価を記していることで、町方扱人は「相応勘弁かへ（変え）」つつあるのに、在方扱人の考えは以前からの在方の主張と変わらず、「扱申ものニ有之間敷」ものだと述べている。また11月5日の合意は、この日荒井と相談の上、双方の扱人を呼び出して早急なる決着を指示した後のことであるから、町奉行及び郡代の下役が出張して直接扱人を指導したことはこの論争解決において有効であったと言えよう。

肝心の境界線は、双方の主張する線の間、に、関貫を一応の基準として当時の建物に掛からぬよう配慮して確定されたようである。つまり、元来どうであったかを追求するよりも、現状に差し支えないように妥協が図られたものと思われる。ただし、1箇所明らかにはみ出している町方の番所については、現時点ではそのままにし、後年建替えの折に引っ込

めることが決まった。

また、境界沿いの溝を大目付支配とするという約2年後の決定に関しては、この時期の史料が御請証文しかないので詳細を知ることができないが、藩当局による以後の論争防止策として注目できよう。

まとめ

この境界論争は解決までに10年以上の歳月を要したのであるが、そこで争われた土地は屋敷境の極めて狭い範囲でしかない。しかも、境界論争は津山城下でも在方でも頻発しており、取り立てて特殊な事件とは言えない。しかし、この事件では発生当初から双方が「市郷境目」であることを強調しており、それが却って論争長期化の要因になったようにも見受けられる。しかも、そのように大切な境目でありながら、双方の認識が全く食い違っている。果たして「市郷境目」は、当初どのように設定されていたのであろうか。史料の残り方にもよるのであろうが、その点が今一つはっきりしない。そもそも、厳密に線引きされていなかった可能性もあり、東西新町の形成過程を考える上で重要な問題を含んでいる。

また、解決に至るまでの藩当局の動向にも気になる点が多い。発生当初から内済を指示しているが、訴訟決着の方法としてそれが尊重されたという以上に、やはり明確な境界線がなかったからではないかと思われてくる。それに関連して、最終局面では町奉行・郡代両下役の出張が功を奏するけれども、なぜ最初から、あるいは事態が長引き始めた時点でこうした措置を取らなかったのか。これについては、他の境界論争における解決過程との比較・検討が必要であろう。

それから、在方の「東新町は林田村から分かれた」云々という申し立ても興味深い。これは本来の論争点とは直接関係のないことであるし、概してこの論争においては、在方は感情的になっているように見受けられる。「はじめに」でも触れたが、商売上優遇されている町方に対して、元は同じ村ではないかという不満があっても不思議ではない。このような対抗意識も論争長期化に大きく作用したであろう。

この論争一件は城下町に関する問題点を当該時期に限らず広く照射している。本稿では問題点の列挙にとどまったが、藩の日記類の精読によってそれらを解く手掛かりが得られるかも知れない。

（小島 徹）

博物館からのお知らせ

◆平成9年度特別展 製鉄の起源をさぐる

平成9年10月4日(土)～11月9日(日)

日本における製鉄の起源の問題については、これを弥生時代に溯るとする説と古墳時代まで下るとする説との間で40年来の論争がたたかわされています。本展覧会では、考古学・冶金学をまきこむ製鉄起源論争に焦点をあてながら、弥生・古墳時代の製鉄の歴史を考えます。

記念講演会

日時/平成9年10月18日(土) 13:30～15:30

演題/吉備政権と鍛冶工房

講師/花田勝広 銅鐸博物館(野洲町立歴史民俗資料館)主査

会場/津山郷土博物館2階研修室

聴講/無料(ただし入館料が必要)

体験教室

特別展示中の古墳時代の甲(よろい)を参考にして、その技術を学習しながら古代の甲を復元します。

日時/平成9年10月12日(日) 13:00～16:00

対象/小学校5・6年生とその保護者

場所/津山郷土博物館2階研修室

定員/20組(児童20人、保護者20人)

参加費/200円(材料費)

◆巡回展 岡山の歴史と美

一県立博物館・美術館巡回展一

平成9年11月15日(土)～11月23日(日)

県立博物館・美術館の所蔵品の中から、県民の財産である優れた作品を身近にご鑑賞いただくものです。考古・古文書・刀剣などの歴史資料27点、赤松麟作・鹿子木孟郎・梅原龍三郎などの洋画26点を一堂に展示します。

主催/岡山県、岡山県教育委員会、岡山県立博物館、岡山県立美術館、津山市、津山市教育委員会、

<博物館入館案内>

- ・開館時間 午前9:00～午後5:00
- ・休館日 毎週月曜日・祝日の翌日
12月27日～1月4日・その他
- ・入館料 小・中学生 100円(80円)
高校・大学生 150円(120円)
一般 210円(160円)

※()は30人以上の団体

津山郷土博物館

作品説明会/11月15日(土) 10:00～11:00

◆江戸一目図屏風秋期特別展示の中止

前号で江戸一目図屏風の11月13日から12月11日までの秋期特別展示をお知らせしましたが、館外貸出しのため本館での展示を中止します。本屏風は全国的に著名で貸出しの機会も多いものです。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

◆博物館の新刊予定の御案内

『製鉄の起源をさぐる』

(津山郷土博物館特別展図録第11冊)

平成9年度特別展の解説図録です。

(10月4日刊行)

『矢吹家資料目録』下

(津山郷土博物館紀要第10号)

矢吹家資料は明治時代の郷土史家矢吹正則が収集・執筆した古文書、絵図、和本などの資料で、矢吹家から当館に寄託されているものです。昨春『目録』上を公刊しましたが、今年度『目録』下を刊行して完結します。近世と中心とする郷土史の一級史料としてご活用ください。

(来年3月末刊行予定)

『津山松平藩町奉行日記』一(再刊)

(津山郷土博物館紀要第4号)

当館では『町奉行日記』の出版を平成4年から継続してすすめています。現在(一)から(五)まで刊行していますが、品切れとなっている(一)を読者の要望に答えて再刊します。記事は宝暦4年(1754)から同6年(1756)正月～6月分です。

(11月刊行予定)

『津山松平藩町奉行日記』六

(津山郷土博物館紀要第11号)

今回翻刻するのは、明和8年(1771)1年分の記事です。

(来年3月刊行予定)

大 博物館だより No.18

発行年月日 平成9年10月1日

編集・発行 津山郷土博物館

〒708 岡山県津山市山下92

☎(0868)22-4567 ファクス(0868)23-9874

印刷(有)二葉

大 は旧津山松平藩の槍印で剣大といい、現在津山市の市章となっている。